

エネファーム導入 W 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松江市ガス局（以下「ガス局」という。）の交付する家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）導入に伴う補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）の規定を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、松江市の定める「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付を受けるエネファームについて、補助金を交付することにより導入を促進し、カーボンニュートラル実現に向けて温室効果ガスの削減とエネルギーの省力化を図ることを目的とする。

(補助対象者等)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、当該年度に松江市の定める「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付を受け設置するエネファームの使用者であって、ガス局と都市ガスの小売供給契約を締結する者とする。

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、対象となる「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」と同額とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付確定後にエネファーム W 補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」補助金等交付確定通知書の写し
- (2) エネファームの燃料の種類が確認できるもの
- (3) エネファームの設置場所の現況写真
- (4) エネファームの設置場所の位置図
- (5) その他、ガス事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

2 管理者は、前項に規定する申請書の提出があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付決定及び確定)

第6条 管理者は、本補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本補助金を交付すべきものと認めるときは、エネファーム導入W補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、本補助金を交付することが不適と認めるときは、エネファーム導入W補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第7条 規則第11条の規定による着手届及び完了届は、これを省略するものとする。

(交付の時期)

第8条 補助金は、申請から2か月以内に交付するものとする。

2 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、エネファーム導入W補助金交付請求書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(交付決定及び確定の取消し並びに返還命令)

第9条 管理者は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、返還を求めるものとする。

(1)「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付確定が取り消されたとき。

(2)虚偽の申請等をしたとき。

(3)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4)当該補助事業により取得した財産等について、管理者の承認を受けた場合を除き、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、補助金交付の目的に反して処分したとき。

2 管理者は、前項の規定による取消しをした場合は、エネファーム導入W補助金交付決定兼確定取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により、交付の決定及び確定を受けた者に通知するものとする。

(調査等)

第10条 管理者は、補助金の交付の適正かつ円滑な実施を図るため、補助金の交付に申請をし、又はその決定及び確定を受けた者に対し、現地調査等を行うことができる。この場合において、補助金の交付に申請をし、又はその決定及び確定を受けた者はこれに応じなければならない。

(取得財産の管理)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得した財産等について、法定耐用年数の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(終期)

第 12 条 この要綱の終期は、令和 8 年 3 月 31 日とする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

エネファーム導入 W 補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市ガス事業管理者

エネファーム導入 W 補助金交付要綱第 5 条第 1 項により、下記のとおり申請します。
 なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。

記

補助事業者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
工事内容	機器の設置場所	〒
	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助金等の交付申請額		
添付書類		(1) 松江市再生可能エネルギー等導入促進事業補助金の交付確定通知（写） (2) エネファームの燃料の種類が確認できるもの (3) エネファームの設置場所の現況写真及び位置図 (4) その他ガス事業管理者が必要と認める書類
※ 担当課意見		

（注）※印の欄は記入しないこと。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

松江市ガス事業管理者 ㊟

エネファーム導入 W 補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり
交付することを決定し、及び確定したので、エネファーム導入 W 補助金交付要綱第 6 条
の規定により、通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 円
- 2 振込予定日 年 月 日

[備考]

- 1 エネファーム導入 W 補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次に抱える場合には、補助金の返還を請求します。
- (1) 「松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金」の交付確定が取り消されたとき。
 - (2) 虚偽の申請等をしたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 当該補助事業により取得した財産等について、管理者の承認を受けた場合を除き、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、補助金交付の目的に反して処分したとき。虚偽の申請等をしたとき。
- 2 管理者は、エネファーム導入 W 補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、補助金の交付の円滑な実施を図るため、現地調査等を求める場合があります。現地調査等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市ガス事業管理者 印

エネファーム導入 W 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、不交付が決定したので、エネファーム導入 W 補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）松江市ガス事業管理者

エネファーム導入 W 補助金交付請求書

エネファーム導入 W 補助金交付要綱第8条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

補助事業者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
請求事項	補助金等の交付決定番号	
	補助金等の交付決定及び確定額	円
	補助金等の今回交付請求額	円
添付書類	(1) エネファーム導入 W 補助金交付決定兼確定通知書(写) (2) その他ガス事業管理者が必要と認める書類	

■補助金等の振込先（口座名義は補助事業者のものに限る。）

金融機関名				支店名					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
フリガナ 口座名義人									

様式第 5 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市ガス事業管理者 ㊟

エネファーム導入 W 補助金交付決定兼確定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け で交付決定及び確定した補助金については、
下記のとおり交付決定及び確定を取り消したので、エネファーム導入 W 補助金交付要綱
第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により通知し、補助金の返還を命ずる。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定及び確定額 円

3 交付決定及び確定取消額 円

4 取消理由

5 補助金の返還

(1) 返還すべき金額

(2) 返還期限

(3) 返還方法